

韓国知的財産ニュース 2017 年 8 月後期

(No. 349)

発行年月日：2017 年 9 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 五庁統計会合、韓国で開催される

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 おひとり様用のデザインが人気
- 4-2 特許庁、「知的財産探究生活」サイトにユニバーサルデザインを適用

その他一般

- 5-1 特許訴訟における将来の主人公が競い合う
- 5-2 スタートアップ時における特許関連質問、「IP 創業 Zone」で解決
- 5-3 猛暑を忘れさせる、アイスクリームに関するデザイン出願が増加
- 5-4 遷移金属であるカルコゲン化合物に関する特許出願件数が急増
- 5-5 2017 年上期の知的財産権貿易収支、過去最少の 6 億ドルの赤字
- 5-6 特許庁、災害・災難に備えた「特許ネットシステムの災害復旧訓練」を実施
- 5-7 耳を澄ませば、第 4 次産業革命時代における新たな政策が見える
- 5-8 ペットに関する商標出願が急増
- 5-9 特許庁、初の「知的財産学士」卒業生、3 人を輩出

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 五庁統計会合、韓国で開催される

韓国特許庁(2017. 8. 28)

韓国特許庁は、先進5カ国特許庁(以下、IP5)が統計品質の向上について議論する「第6回 IP5 統計実務グループ会合」を8月28日から9月1日までソウルで開催すると発表した。

IP5は韓国をはじめ、米国、日本、中国、欧州特許庁からなっており、世界の約8割以上の出願を処理している。また、専門家協議体(*)を構成し、世界における特許 이슈をリードしている。

(*) 特許分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、審査政策実務グループ(WG3)、統計実務グループ(WG4)

この会合にはIP5統計分野の実務者、世界知的所有権機関(WIPO)の関係者など約30人が出席し、統計データの交換と活用について議論を深める。

特に、今年はIP5発足10周年という節目を迎え、知的財産権をめぐる環境変化に効果的に対応できるよう、これまで進めてきた課題について評価し、新たな課題を選定する重要な時期である。

会合の議長国である韓国はIP5統計報告書発刊など、主な推進課題に対し点検する。これとともに第4次産業革命時代における効果的対応のために採用された、人工知能(Artificial Intelligence)を活かした出願規模の予測、モノのインターネット(Internet of Things)技術の分類体制というアジェンダを通じ、新たな課題導出における主導的な役割を果たす見通しだ。

特許庁情報顧客政策課の課長は「この会合は世界特許統計の標準化体制と第4次産業革命時代に歩調を合わせ、IP5統計の知能情報技術適用に関する議論を始めるということ

に大きな意味がある」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 おひとり様用のデザインが人気

韓国特許庁(2017. 8. 23)

単身世帯が増加する中で一人飯、一人酒だけではなく、単身世帯を対象にした産業分野でのデザイン出願が増えている。

韓国特許庁によると、単身世帯の増加(*)に伴い、シングルライフのスタイルや個性に合わせた生活容器やインテリア家具、小型家電製品などに関するデザイン出願が着実に増加していることが明らかになった。これは、単身世帯の数が500万を超え、消費額(**)も伸びたことを受けて企業がシングル産業における製品デザインの開発や出願に力を入れているためだと分析できる。

*単身世帯：2014年1月時点で687万世帯→2017年1月時点で745万世帯(2017年1月時点、行政自治部の住民登録人口統計)

**単身世帯の消費額：2020年には120兆ウォン、2030年には194兆ウォンに増え、4人世帯の178兆ウォンを超える見通し(産業研究院、「単身世帯の増加が消費支出に及ぼす影響分析報告書」)

一人飯族のための便利な生活容器

生活容器は単身世帯をターゲットにしたデザイン分野の代表例だといえる。簡単に済ませる食事に対するニーズが増え、お弁当容器(食板(プレート)、使い捨て容器を含む)関連のデザイン出願件数は2007年の11件から2016年には113件へと10倍以上に増えており、今年7月時点でも70件が出願され、高い伸びを示している。これは、単身世帯の増加に伴い、食品市場で小容量製品と調理食品などに対する需要が高まったためだろう。

単身世帯のための多機能付きインテリア家具

単身世帯が増加することでインテリア家具分野でも変化が起きている。ワンルームや小

型オフィスで空間を有効活用することができる多機能付きベッドと勉強机に関するデザイン出願件数が急増している。2007年の6件から2016年には39件へと6倍以上に増え、今年7月時点では49件となり、すでに昨年のデザイン出願件数を上回っている。これらデザインの特徴としては収納空間の配置、USBなどのデジタル機器の利用可能、ソファ兼ベッド、勉強机兼食卓など多用途に使えるデザインを採用したことが挙げられる。

おひとり様用の小型家電製品

冷蔵庫や洗濯機、炊飯器などの生活家電分野でも購買力のある単身世帯をターゲットにしたデザイン出願件数が増えている。2007年には24件にとどまったが、2016年には約4倍増の94件となった。この製品の特徴はスリム型にミニマルなデザインを取り入れると同時に冷蔵・冷凍機能を充実させるなど、ホーム・ミール・リプレースメントを頻繁に利用する、おひとり様の食習慣を反映したことである。

多機能付き小型冷蔵庫の出願件数は毎年10件を下回ったが、昨年は大幅に増加し20件となった。今年7月時点で17件が出願され、昨年より急激な伸びを見せている。多機能付き洗濯機の出願件数も毎年1～3件に過ぎなかったが、昨年は急増し、19件となった。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「単身世帯の急増を受け、企業がおひとり様用の製品開発に取り組んでいるため、おひとり様用のデザイン出願件数も持続的に増え続けるだろう」とし「これに合わせて多様な機能と利便性を持つ、さまざまな形態の複合型デザインの出願増加を見込んでいる」と述べた。

4-2 特許庁、「知的財産探究生活」サイトにユニバーサルデザインを適用

韓国特許庁(2017. 8. 30)

30日、韓国特許庁は「知的財産探究生活」サイトを利用する社会的弱者が感じる不便さを解消するために「色彩ユニバーサルデザイン (Color Universal Design)」を適用したと発表した。

色彩ユニバーサルデザインとは性別、年齢、国籍、文化的背景、障害の有無を問わず、誰もが手軽に活用できるような視覚的媒体を作る、優しいデザインを指す。

社会的弱者に配慮した知的財産探究生活サイトのユニバーサルデザインは

(色覚異常のある人向けのデザイン) 改善されたデザインの特徴としては、健常者と色

覚異常のある人ともに認識できる、黄色と青色を対比させたことが挙げられる。これで単純な白黒の対比とは異なり、色彩から伝わってくる美しさも鑑賞できるようになった。また、ウェブサイトアクセスしやすくなったため、情報伝達が速い上、ユーザー中心のデザインとなっている。

(音声 - 字幕サービスで不便さを解消する) 視覚障害者はスクリーンリーダーを通じて文字を音声に変換するサービスを利用できるようになった。聴覚障害者も動画のインタビュー内容を「字幕を見る」を選択することで読めるようにした。

今回、ユニバーサルデザインを適用した知的財産探究生活サイトは8月17日、科学技術情報通信部のウェブアクセス品質認証マークも取得した。

ウェブアクセスとは障害者など社会的弱者が健常者と同じようにウェブサイトを利用できるように保保障するものだ。知的財産探究生活サイトは社会的弱者のためにデザインを改善した結果、品質認証マークが獲得できた。

知的財産探究生活サイトは商標・デザイン・特許を出願したことのない一般人のために出願・登録手続きについて分かりやすく説明するサイトである。

また、モバイル (www.kipo.go.kr/easy) とパソコン (www.kipo.go.kr/easy/pc) 環境に最適化したデザインを適用した。商標・デザイン・特許出願手続きについて出願準備、出願、登録、活用・紛争段階に区分して説明し、出願人が知っておくべき基本情報、先行調査方法、知財権管理、知的財産 (IP) 金融に関する説明もある。

特許庁のスポークスマンは「知的財産探究生活サイトを利用すれば、視覚・聴覚障害者も商標・デザイン・特許出願と制度を簡単に把握できるようになる」とし「今後も情報を得られない、得にくい身体障害者をはじめ、社会的弱者が知的財産政策の広報コンテンツを受容するにおいて不便をなくすために最善を尽くしたい」と述べた。

その他一般

5-1 特許訴訟における将来の主人公が競い合う

韓国特許庁 (2017. 8. 16)

韓国特許法院と特許庁は法科大学院の学生が模擬裁判を通じて実力を競う「第4回特許訴訟弁論大会」を8月16日午前11時に開催すると発表した。この大会は特許法院と特

許庁が共同主催し、韓国発明振興会が主管し、法科大学院協議会が後援する。

特許訴訟弁論大会の開催目的は知的財産権に関する紛争が持続的に増加している現実を踏まえ、将来の法律家に特許訴訟実務を体験する機会を提供することにある。

大会は、特許法院の判事と特許審判員・審判官が出題した模擬事例に対し、参加者が準備書面を作成し、実際の手続きにより、訴訟を進める方式で行われる。審査は特許法院の判事と特許審判員・審判官が裁判部を構成し行われる。

今年の大会には全国 25 の法科大学院のうち 17 の大学院から 48 チームが申し込み、書面審査を通じて 24 チーム（特許分野では 16 チーム、商標分野では 8 チーム）が本選に進出するチームに選ばれ、8 月 16 日に特許法院の法廷で本選である模擬弁論を通じて受賞者が決まる。

弁論大会で各分野の上位 2 チームにはそれぞれ特許法院長賞、特許庁長賞と賞金 400 万ウォンが授与されるなど、計 4,000 万ウォンの賞金が与えられる。同時に上位 6 チーム（特許では 4 チーム、商標では 2 チーム）には特許法院での実務修習の機会が与えられる。また、受賞したチームが特許庁の採用に応じる際は優遇が受けられる。

特許法院と特許庁はこの大会が知的財産分野に関する実務能力を身につけた法律家の養成に貢献し、ひいては今後、質の高い知的財産保護サービスを国民と企業に提供する土台になることを期待している。

詳細については大会のホームページ (www.patentmoot.or.kr) 又は主管機関である韓国発明振興会 (02-3459-2803) にお問い合わせを。

5-2 スタートアップ時における特許関連質問、「IP 創業 Zone」で解決

韓国特許庁(2017.8.17)

韓国特許庁は慶尚北道地域の優秀なアイデアを特許権として確保し、事業につなげるよう将来の起業家に役立つ「慶北 IP 創業 Zone」を 18 日、安東で開所する。

IP 創業 Zone は 2014 年から特許庁と自治体が共同で設置しており、現在、安東を含め全国に 10 カ所がある。

* IP 創業 Zone の設置地域 (10 カ所) : 釜山、仁川、大邱、光州、江原 (原州)、忠南 (天

安)、全北 (全州)、済州、蔚山、慶北 (安東 17. 8. 18 開所)

「IP 創業 Zone」にはアイデアの準備から起業まで段階別プログラム (創作教室 - 特許研究室 - 創業保育室) が設けられており、将来の起業家はこのプログラムを通じてアイデアの発掘から特許出願、起業まで必要な支援を受けられる。

特に、IP 創業 Zone の IP 専門コンサルタントが特許出願の手続きだけでなく、特許品質まで管理するため、将来の起業家は優秀な特許を獲得することができる上、起業後に紛争に巻き込まれることがなくなるため安心して事業を展開することができる。

特許庁産業財産政策局の局長は「特許とは自分の事業領域を守る槍と盾のような存在であり、とりわけ技術力でスタートアップする場合はどれほど優秀な特許で武装しているかがスタートアップの成否を決める」とし「今後も特許庁は IP 創業 Zone で将来の起業家に質の高い特許出願サービスを提供できるよう政策的支援を惜しまない」と述べた。

アイデアを持つ地域の人であれば、該当地域の「IP 創業 Zone」プログラムに参加できる。また、あらゆる教育課程と特許出願の費用は無料となる。お問い合わせは地域知識財産センターのホームページ (www.ripc.org) や代表電話 (1661-1900) にて。

5-3 猛暑を忘れさせる、アイスクリームに関するデザイン出願が増加

韓国特許庁 (2017. 8. 17)

猛暑が本格化し、最近ではアイスクリーム専門店だけではなく、中小型カフェでもアイスクリームをメインメニューにすることでアイスクリーム市場の規模と需要が拡大し、アイスクリームに関するデザイン出願件数が増えている。

特許庁によると、アイスクリーム分野 (*) におけるデザイン出願件数は 2011 年には 22 件にとどまったが、2016 年には 68 件となり、3.1 倍に増加した。今年の上期 (2017. 6) までに既に 58 件が出願され、昨年より高い伸びを示している。

*アイスクリーム分野：形態別と用品別のデザイン出願

アイスクリームに関するデザイン出願件数を形態別で見ると、2011 年の 11 件から 2016 年には 39 件へと 6 年で 3.5 倍に増えており、用品別で見ると、同期間 11 件から 29 件へと 2.6 倍に増えている。

形態別のデザイン出願件数を具体的に見ると、コーン型アイスクリームが前の3年間(2011年～2013年)の16件からこの3年間(2014年～2016年)には41件へと2.6倍に増えた。同期間ケーキ型アイスクリームは9件から30件へと3.3倍に、パン型アイスクリームは6件から17件へと2.8倍に増えた。

用品別のデザイン出願割合を具体的に見ると、アイスクリームの容器は54.4%、包装紙18.4%、製造機11.2%、成形機3.9%を占めている。

出願人別で見ると、アイスクリーム分野に関するデザイン出願は、過去6年間、個人および中小企業が全体出願の78.4%を占めている。そのうち中小企業による出願件数は2011年の5件に比べ、2016年には28件となり5.6倍に増加した。大手企業による出願ではロッテ製菓28件、ヘテ製菓13件、ピングレ6件などの順であった。

アイスクリームの形態も用途や好みにより変化してきた。単に容器にアイスクリームを盛るか、アイスクリームに棒を刺したバー(bar)型の形状からコーン(cone)型、チューブ(tube)型、粒状(Beaded)に変ってきた。さらに、パン型、ケーキ型アイスクリームも脚光を浴びている。最近では健康志向が高まり、蜂蜜や生の果物、ヨーグルトを入れたアイスクリームや、有機原料で作ったアイスクリームが増えている。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「デザート文化が広がり、デザートに対する需要や関心が高まることでアイスクリーム分野に関するデザイン出願件数は増え続けるだろう」とし、「デザートブームに伴い、消費者の嗜好に合わせた色々な味や形のアイスクリームデザイン出願が盛んになるだろう」と述べた。

5-4 遷移金属であるカルコゲン化合物に関する特許出願件数が急増

韓国特許庁(2017.8.21)

遷移金属カルコゲン化合物(*)はグラフェンのような優秀な光学的透明性や機械的柔軟性を持つため、ウェアラブルデバイス、柔軟なディスプレイ、人工電子皮膚のような次世代柔軟電子素子として脚光を浴びている。特に、グラフェンにはない1~2eV台のバンドギャップ(**)を持っているため、韓国国内で研究開発が盛んに行われている。また、最近ではグラフェンなど異種間の接合を通じて新たな半導体素子の開発を図る分野も急増している。

(*) 遷移金属カルコゲン化合物(Transition Metal Dichalcogenide)はグラフェンと類似した2次元層状構造物質であり、バンドギャップが存在するため半導体素子として

適合している。代表的には MoS_2 , WSe_2 がある。

(**) バンドギャップ (band gap) は電子が存在できない領域である。バンドギャップがなければ導体、小さければ半導体、大きければ不導体の特性を示す。

韓国特許庁によると、この5年間(12年~16年)の遷移金属カルコゲン化合物に関する出願件数は計214件と、前の5年間(07年~11年)の計55件に比べ、約4倍に増え、出願件数が年々急増していることが明らかになった。

これまでグラフェンにバンドギャップを形成するためのナノリボンの形成とドーピングに関する研究は盛んに行われてきたが、バンドギャップ形成が制限的であり、バンドギャップが形成されたとしても電荷移動度が急減するという問題があった。

一方で、金属カルコゲン化合物はグラフェンと類似した構造を持つナノ材料であるとともに、柔軟かつ透明な上、電氣的に1~2eV台のバンドギャップが存在するため、論理回路の製作が難しいというグラフェンの欠点を完璧に補うことができる。

金属カルコゲン化合物に関する特許出願の現況(12年~16年)を見ると、内国人による特許出願がほとんど(187件、87.4%)であり、外国人による出願(27件、12.6%)は米国(10件)、欧州(9件)、台湾(5件)、日本(3件)の順であった。

これは、半導体大国である韓国がグラフェンに続き金属カルコゲン化合物を利用したフォトセンサ、ソーラーセルなど光電素子分野に関する研究開発にも積極的に取り組んでいるためだと分析できる。

出願人ではサムスン電子(23件、10.7%)が最も多く、続いて慶熙大学(21件、9.8%)、延世大学(18件、8.4%)、SKハイニックス(16件、7.5%)、成均館大学(11件、5.1%)の順であった。

製造技術別の出願動向を見ると、金属カルコゲン化合物はグラフェンと同じ構造であるため、グラフェンを合成する方法がそのまま使われている。特に、高品質・大面積合成のために化学気相蒸着法(39.7%)を主に使う。化学気相蒸着法は機械的剥離法に比べ、費用が安い上、制御が可能であることから大量生産ができるためである。

最近ではグラフェンの優秀な性質を金属カルコゲン化合物に結合する技術など、お互いの長所を融合して未来における新しい素子の開発を図る試みが大幅に増えている。

特許庁精密化学審査課の課長は「原子層単位の厚さを持つ半導体素材である遷移金属カルコゲン化合物は従来の電子素子だけでなく、優秀な透明性、機械的柔軟性を持っているため、ウェアラブルデバイス、柔軟なディスプレイ、人工電子皮膚のような次世代電子素子としての活用度が高い」とし「第4次産業革命に備えた未来の新素材として持続的な投資や研究開発が求められる」と述べた。

5-5 2017年上期の知的財産権貿易収支、過去最少の6億ドルの赤字

電子新聞(2017.8.22)

22日、韓国中央銀行である韓国銀行は「2017年上期の知的財産権貿易収支(暫定値)」を発表した。

知的財産権貿易赤字は昨年上期の9億5,000万ドルから36%減少した。特に、特許および実用新案権が昨年同期の9億3,000万ドルから減少し、1億ドルの赤字となった。統計を取り始めた2010年以来の最少である。

韓国国内の大手企業の知的財産権貿易収支は、昨年上期の9億2,000万ドルの赤字から3億3,000万ドルの黒字に転じた。韓国銀行は「知的財産権貿易収支が改善する傾向にある」とし「韓国国内の大手企業によるアメリカなど先進国からの特許および実用新案権の輸入が減少している一方、ベトナムなど海外現地法人への輸出は増加している」と述べた。

類型別で見ると、産業財産権は特許および実用新案権分野の改善が追い風となり、昨年同期(12億3,000万ドル)に比べ、6億9,000万ドルの赤字となった。

一方、商標およびフランチャイズ権は5億2,000万ドルの赤字と、3年ぶりに最大となった。著作権は昨年同期の3億8,000万ドルから半減し、1億7,000万ドルの黒字となった。文化芸術著作権は1億ドルの赤字となり、半期ベースでは過去最少であった。

研究開発およびソフトウェア著作権は2億7,000万ドルの黒字となった。2010年の下期以降、黒字を続けてきたが、昨年同期(5億1,000万ドル)より減少した。

韓国国内の大手企業が好調を見せ、中小・中堅企業も6億7,000万ドルの黒字が続いた。しかし、昨年同期の9億4,000万ドルを下回った。昨年上期の製薬会社による大規模な特許輸出のような例がないためだ。一方で、今年はゲーム業界でフランチャイズの輸出が伸びている。

外資系中小・中堅企業は昨年同期の9億6,000万ドルの赤字より悪化し、過去最大の14億4,000万ドルの赤字となった。

5-6 特許庁、災害・災難に備えた「特許ネットシステムの災害復旧訓練」を実施

韓国特許庁(2017.8.24)

韓国特許庁は8月27日(日曜)に「特許ネットシステムの災害復旧訓練」を実施する。この訓練の狙いは災害・災難により、特許ネットシステム(*)が中止になった時の迅速な対応体制を点検することだ。

*特許ネットシステム：特許行政全般をオンラインで処理するためのシステムであり、審査・審判などの内部業務支援システムと、オンライン出願などの国民向け業務支援システムがある。

この訓練は、国家情報資源管理院の光州センターの特許ネットシステムが自然災害およびサイバーテロなどにより、サービス提供ができなくなる時に迅速に大田の災害復旧センターを活かし、特許出願などの国民向けサービスと審査・審判など内部業務を問題なくこなせるかを点検するために実施される。

特許庁および国家情報資源管理院の専門人材約40人が投入され、トラブル発生時の状況伝播および危機管理組織の招集などの初期対応訓練と、災害復旧システムを利用したサービス再開、復旧事項に対するモニタリングなど、災害復旧体制の全般について点検を行う。

特許庁情報顧客支援局の局長は「災害および災難に備えた訓練を実戦のように行い、危機対応力を高める契機にする予定だ」とし「今後も国民に信頼される特許行政サービスを提供するために力を入れたい」と述べた。

5-7 耳を澄ませば、第4次産業革命時代における新たな政策が見える

韓国特許庁(2017.8.28)

韓国特許庁は第4次産業革命時代を迎え、新たな知的財産政策を模索するための「知的財産政策の提案」公募を8月28日(月曜)から9月15日(金曜)まで3週間にわたって実施する。

この公募は、特許・商標・デザインなどの審査・審判部門、知的財産創出部門、知的財産活用部門、知的財産保護部門だけでなく、人工知能（AI）など第4次産業革命における中核技術を適用した特許行政および法・制度の改善、雇用創出分野に対する国民の声に耳を傾け、政策に反映するために行われる。

受け付けた政策提案については所管部署などが綿密に検討する。その後、創造性、実現可能性、波及効果、第4次産業革命との関連性などの審査基準に沿って優秀な提案を選び、優秀な提案者には100万ウォン（最優秀、1人）、50万ウォン（優秀、1人）、10万ウォン（奨励、2人）などを支給する。

特許行政に関心がある国民なら、誰もが特許庁（www.kipo.go.kr）ホームページおよび国民アイデア箱（<http://idea.epeople.go.kr>）を通じて参加できる。また、優秀な提案の選定結果は10月にホームページで公知する予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は「この政策提案の公募を通じて第4次産業革命時代における国民と特許庁をひとつに結び付け、国民とともに新たな政策を作っていくことを期待している」とし「国民が中心となる新たな特許行政になれるよう国民の関心と参加を促したい」と述べた。

5-8 ペットに関する商標出願が急増

韓国特許庁(2017. 8. 29)

韓国人の5人に1人以上（*）はペットと共に暮らしている。近年、韓国でペットは伝統的概念から家族としての概念に変わりつつある。さらに「ペットファミリー（**）」という造語まで登場する時代となっている。

* ペットと暮らす世帯の割合：21.8%（農林畜産食品部発表、2015年時点）

** pet+family の合成語、ペットを家族のように思う人々という意味

このようにペットに消費を惜しまない消費者の急増に伴い、ペットのためのウェルネス・ラグジュアリーサービス業（*）に関する商標出願件数が大きく増えていることが明らかになった。

* 例：ペットに関する美容・メイク業、宿泊・ホテル業、葬礼・葬儀業、散歩・ケア業

韓国特許庁によると、この4年間、ペットに関するウェルネス・ラグジュアリーサービス

産業の商標出願件数は、2013年の計1,274件から2016年には29%増の1,644件へととなった。今年も7月末時点で計1,077件が出願され、前年同期(960件)に比べ、約12%増えたことが分かった。

ペットに関するウェルネス・ラグジュアリーサービス業の出願増加率については、美容・メイク業に関する出願件数は2013年の399件から2016年には約45%増の580件となり、宿泊・ホテル業は同期間、556件から約35%増の753件となった。これは、ペットを他人にきれいに見せたい気持ちや休暇にペットと共に宿泊できる場所が必要というニーズを反映したものであろう。

家族の一部であった、家族としてのペットとの別れに悲しい気持ちを表す葬礼・葬儀業は約8%増えた一方、やや伝統的方式である散歩・ケア業は全体的に約12%減った。

この4年間のペットに関するウェルネス・ラグジュアリーサービス業の出願割合を見ると、宿泊・ホテル業が全体の約46%を占め最も高く、続いて美容・メイク業が約32%、葬礼・葬儀業および散歩・ケア業がそれぞれ約11%であった。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「最近、一人世帯が増え、近所付き合いが減ることでペットと家族のように過ごそうとする需要が伸び、ペットを実の子供のように思う文化が定着している」とし「ペットに関する支出が増加傾向にあることを考えると、これに関する商標出願件数は増え続けるだろう」と見込んだ。

5-9 特許庁、初の「知的財産学士」卒業生、3人を輩出

韓国特許庁(2017.8.31)

韓国特許庁は31日、2015年に導入した知的財産学単位銀行制(*)を通じた、初の知的財産学士を輩出したと発表した。

特許庁所属の国際知識財産研修院は、知的財産生涯教育体系を通じた知的財産専門人材の育成に向け、2015年から遠隔基盤の知的財産学単位銀行制を運営しており、現在まで大学生および一般人を含め、計2,833人が11の科目で単位を取得した。

知的財産学士を得るには高校卒業生では計140単位(専攻60+教養・一般選択80)、大学卒業生では48単位(専攻)を、弁理士資格を取得した場合は、最少18単位以上を取得する必要がある。

今回輩出された知的財産学士は3人とも工学部出身であり、弁理士資格を取得して現在、弁理士として活動している。3人は知的財産単位銀行制を通じ「基本概念から実務に至るまで体系的に学ぶことができる上、理論と実務との差を補うことができた」とし「特に、無料課程にもかかわらず、立派な講師から充実した内容の講義を受けることができた」と述べた。

国際知識財産研修院は今後、彼らを知的財産学単位銀行制の運営教授・講師およびコンテンツ確認・諮問委員に委嘱する予定である。これは、受講生の水準に合わせた講義サービスの提供につながるだろう。

研修院は現在、知的財産学単位銀行制で11の科目を運営しているが、今後は特許法、商標法などまで拡大し、持続的に知的財産学士を輩出していく見通しだ。

国際知識財産研修院の院長は、単位銀行制を通じた、初の知的財産学士を輩出した意味を強調するとともに「今後も第4次産業革命に対応できる知的財産専門人材を育成するために教育コンテンツおよび教育課程の開発に力を入れたい」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム